

新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引（案）の論点

論点 1 連結対象となる会計・団体・法人の範囲

- ・ 第3セクター等の経営に実質的に支配的な立場を有している場合の例示は案のとおりでよいか。
- ・ 社会福祉法人については活動実態が様々であるため、一律に連結対象としない取扱いでよいか。

論点 2 連結対象の純資産変動計算書及び連結純資産変動計算書の取扱い（改訂モデル）

- ・ 一定程度の精度を有する連結財務書類の作成を行う実務上の観点から、連結純資産変動計算書については、左側の期首残高、純経常行政コスト、一般財源、補助金等受入、臨時損益、出資の受入・新規設立、資産評価替変動額、無償受贈資産受入、期末残高のみとして、科目振替及び各科目の内訳については省略し、これにともない連結貸借対照表の純資産の部については一本化した表示とすることも可能としてよいか。

論点 3 売却可能資産の連結修正について

- ・ 宅地造成事業、土地開発公社及び住宅供給公社などの抱える重要な売却可能資産を除き、区分表示を行わなくてもよい取扱いとし、その後段階的に区分表示を行うことを認めることとしてよいか。

論点 4 優先する相殺消去

- ・ 純計処理を行う場合は、全ての内部取引を相殺消去する必要があるが「投資と資本」、「貸付金・借入金等の債権債務」、「補助金支出と補助金収入」及び「会計間の繰入・繰出」を優先し、その他の相殺消去は金額的に重要なものを除いて行わず、その後に段階的にその範囲を広げる取扱いとしてよいか。

論点 5 一部事務組合・広域連合の連結作業に係る効率的な体制づくり

- ・ 個別財務書類の作成、比例連結割合の算定について、一部事務組合・広域連合が作業を行う場合、主要な構成団体が作業を行う場合、都道府県が作業を行う場合を示し、地域の実情に応じた方法を選択することとしてよいか。

以上